

入院一時保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービル その他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院一時保険金額	保険証券記載の入院一時保険金額をいいます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が日本国内または国外においてその身体に傷害を被り、その直接の結果として、保険証券記載の日数以上入院した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、その入院日数に応じた入院一時保険金額の全額を入院一時保険金として被保険者に支払います。ただし、1回の入院につき、入院一時保険金の支払は1回に限ります。

（2）（1）の日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（3）当社は、いかなる場合においても、保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は、（1）の日数として数えません。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第3条（入院の取扱い）

- （1）入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった傷害によって再入院した場合は、後の入院と前の入院とを合わせて1回の入院とみなします。
- （2）被保険者が、入院一時保険金の支払を受けられる入院中にさらに入院一時保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、当初の入院一時保険金の支払を受けられる入院とその後の入院一時保険金の支払を受けられる入院とを合わせて1回の入院とみなします。
- （3）被保険者が、入院一時保険金支払の対象となっていない入院中に、入院一時保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、その傷害の治療を開始した時に入院したものとみなします。

第4条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、入院一時保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の入院一時保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア．法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が入院一時保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、入院一時保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、入院一時保険金を支払いません。

(3) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、入院一時保険金を支払いません。

① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者の職業が普通保険約款別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間

③ 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、入院一時保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、入院一時保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは入院一時保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、
（1）と同様の方法で支払います。

第6条（被保険者による保険契約の解除請求）

（1）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または入院一時保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第12条（重大事由による解除）（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または入院一時保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第12条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 普通保険約款第12条（1）④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または入院一時保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りします。

（4）（3）の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限りします。

第7条（保険料の返還—解除の場合）

（1）前条（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し普通保険約款別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（2）前条（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し普通保険約款別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限りします。

第8条（事故の通知）

- （１）被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または入院一時保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社へ通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （２）保険契約者、被保険者または入院一時保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて入院一時保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- （１）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）（１）に該当した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （２）この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
- ① 当会社の定める傷害状況報告書
 - ② 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ③ 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ④ 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（入院一時保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

第10条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （１）当会社は、第8条（事故の通知）の規定による通知または第9条（保険金の請求）および普通保険約款第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他入院一時保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または入院一時保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- （２）（１）の規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。
- （注１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第11条（代位）

当会社が入院一時保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条（入院一時保険金の受取人の変更）

保険契約者は、入院一時保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第 13 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

熱中症危険補償特約

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第1条（用語の定義）に定める傷害の規定にかかわらず、保険期間中に被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合で、この保険契約に死亡保険金支払特約、後遺障害保険金支払特約、入院保険金および手術保険金支払特約、入院一時保険金支払特約、骨折一時保険金支払特約、退院時一時保険金支払特約、入院保険金および手術保険金（2区分型）支払特約、退院後の通院保険金支払特約、手術保険金支払特約または通院一時保険金支払特約が付帯されているときは、これらの特約に規定する保険金を支払います。
- (2) この特約が付帯された保険契約において、普通保険約款における傷害には日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

細菌性食中毒等補償特約

第1条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、この特約により、この保険契約に死亡保険金支払特約、後遺障害保険金支払特約、入院保険金および手術保険金支払特約、入院一時保険金支払特約、骨折一時保険金支払特約、退院時一時保険金支払特約、入院保険金および手術保険金（2区分型）支払特約、退院後の通院保険金支払特約、手術保険金支払特約または通院一時保険金支払特約が付帯されている場合には、普通保険約款第1条（用語の定義）に定める傷害の規定を次のとおり読み替えて、これらの特約に規定する保険金を支払います。

「急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状をのぞきます。」

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

一般団体シニア傷害保険保険料分割払特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第 2 条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを承認します。

第 3 条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第 1 回分割保険料を払い込み、第 2 回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第 1 回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から 10 日以内に払い込むことができます。

第 4 条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い第 1 回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第 5 条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第 2 回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後 1 か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が普通保険約款の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) (1) の追加保険料が普通保険約款第14条（保険料の返還または請求一告知義務等の場合）(1) の規定に基づく追加保険料の場合で、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求一告知義務等の場合）(1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求一告知義務等の場合）(4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第7条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

この保険契約に死亡保険金支払特約が付帯され、年額保険料の払込みを完了する前に、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって、被保険者（注）が死亡した場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その傷害を被った被保険者の未払込分割保険料のうち傷害に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

- （注）夫婦特約が付帯されているときは、同特約第2条（被保険者の範囲）(1) に規定する被保険者全員をいいます。

第8条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2)(1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面または電子メールによる通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

(3)(1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、領収した保険料から、既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第15条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)の規定中「未経過期間に対し日割」とあるのは「既経過期間に対し月割」と、普通保険約款第17条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定中「別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」と読み替えて適用します。

第10条（他の特約の読み替え）

この保険契約に付帯された他の特約については、次のとおり読み替えて適用します。

- ① 死亡保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還－解除の場合）(1)および(2)の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ② 後遺障害保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還－解除の場合）(1)および(2)の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ③ 入院保険金および手術保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還－解除の場合）(1)および(2)の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ④ 入院一時保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第7条（保険料の返還－解除の場合）(1)および(2)の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑤ 骨折一時保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還－解除の場合）(1)および(2)の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑥ 退院時一時保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第7条（保険料の返還－解除の場合）(1)および(2)の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑦ 夫婦特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)の規定中「未経過期間に対し日割」とあるのは「既経過期間に

対して月割」、同特約第 7 条（保険料の返還－解除の場合）の規定中「普通保険約款別表 3 に掲げる短期料率」とあるのは「月割」

- ⑧ 自然災害入院一時保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第 6 条（保険料の返還－解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表 3 に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑨ 入院保険金および手術保険金（2 区分型）支払特約が付帯されている場合において、同特約第 6 条（保険料の返還－解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表 3 に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑩ 退院後の通院保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第 6 条（保険料の返還－解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表 3 に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑪ 介護一時保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第 10 条（保険料の返還－失効の場合）、第 11 条（保険料の返還－解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表 3 に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑫ 手術保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第 6 条（保険料の返還－解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表 3 に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑬ 通院一時保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第 7 条（保険料の返還－解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表 3 に掲げる短期料率」とあるのは「月割」

第 11 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

シニア傷害保険保険料分割払特約（一般用）

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第 2 条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを承認します。

第 3 条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第 1 回分割保険料を払い込み、第 2 回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。

第 4 条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条の第 1 回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第 5 条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第 2 回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後 1 か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第 6 条（追加保険料の払込み）

- （1）当会社が普通保険約款の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- （2）（1）の追加保険料が普通保険約款第 14 条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（1）の規定に基づく追加保険料の場合で、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保

険契約を解除することができます。

(3) 普通保険約款第 14 条（保険料の返還または請求一告知義務等の場合）（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款第 14 条（保険料の返還または請求一告知義務等の場合）（4）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りします。

第 7 条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

この保険契約に死亡保険金支払特約が付帯され、年額保険料の払込みを完了する前に、同特約第 2 条（保険金を支払う場合）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって、被保険者（注）が死亡した場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その傷害を被った被保険者の未払込分割保険料のうち傷害に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 夫婦特約が付帯されているときは、同特約第 2 条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者全員をいいます。

第 8 条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日後 1 か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1) の規定による解除は、保険契約者に対する書面または電子メールによる通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日

(3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、領収した保険料から、既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契

約者に返還します。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第15条（保険料の返還―無効または失効の場合）（2）の規定中「未経過期間に対し日割」とあるのは「既経過期間に対し月割」と、普通保険約款第17条（保険料の返還―解除の場合）（2）の規定中「別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」と読み替えて適用します。

第10条（他の特約の読み替え）

この保険契約に付帯された他の特約については、次のとおり読み替えて適用します。

- ① 死亡保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還―解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ② 後遺障害保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還―解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ③ 入院保険金および手術保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還―解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ④ 入院一時保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第7条（保険料の返還―解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑤ 骨折一時保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還―解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑥ 退院時一時保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第7条（保険料の返還―解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑦ 夫婦特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還―無効または失効の場合）（2）の規定中「未経過期間に対し日割」とあるのは「既経過期間に対して月割」、同特約第7条（保険料の返還―解除の場合）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑧ 自然災害入院一時保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還―解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」
- ⑨ 入院保険金および手術保険金（2区分型）支払特約が付帯されている場合において、

同特約第6条（保険料の返還－解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」

⑩ 退院後の通院保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還－解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」

⑪ 介護一時保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第10条（保険料の返還－失効の場合）、第11条（保険料の返還－解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」

⑫ 手術保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第6条（保険料の返還－解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」

⑬ 通院一時保険金支払特約が付帯されている場合において、同特約第7条（保険料の返還－解除の場合）（1）および（2）の規定中「普通保険約款別表3に掲げる短期料率」とあるのは「月割」

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

天災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、この特約により、この保険契約に死亡保険金支払特約、後遺障害保険金支払特約、入院保険金および手術保険金支払特約、骨折一時保険金支払特約、入院保険金および手術保険金（2区分型）支払特約、退院後の通院保険金支払特約または手術保険金支払特約が付帯されている場合には、これらの特約第3条（保険金を支払わない場合）（1）⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、それぞれの特約に規定する保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（2）当社は、この特約により、この保険契約に入院一時保険金支払特約、退院時一時保険金支払特約または通院一時保険金支払特約が付帯されている場合には、これらの特約第4条（保険金を支払わない場合）（1）⑩および⑫の規定にかかわらず、（1）①または②に該当する事由によって生じた傷害に対しても、それぞれの特約に規定する保険金を支払います。

第2条（保険金の支払時期）

当社は前条の規定により保険金を支払う場合で、普通保険約款第19条（保険金の支払時期）（1）の確認をするために特別な照会または調査が不可欠な場合には、同条（2）の特別な照会または調査に⑥として次の規定を追加して適用します。

「⑥ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から④までの事項の確認のための調査 365日 」

手術保険金支払特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注 1）または試運転（注 2）をいいます。 （注 1）いずれもそのための練習を含みます。 （注 2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号） ② 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号） ⑥ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注 1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア．創傷処理 イ．皮膚切開術 ウ．デブリードマン エ．骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ．抜歯手術 ② 先進医療（注 2）に該当する診療行為（注 3） （注 1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙され

用語	定義
	ている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。 (注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
手術保険金額	保険証券記載の手術保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が保険事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において、傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、手術保険金額の全額を手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限りします。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、手術保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の手術保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないお

それがあつた状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が手術保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、手術保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、手術保険金を支払いません。

（3）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、手術保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が普通保険約款別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア．乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、手術保険金を支払います。

イ．乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、手術保険金を支払います。

ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは手術保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第5条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または手術保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第12条（重大事由による解除）(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または手術保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第12条(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 普通保険約款第12条(1) ④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または手術保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

(3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第6条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 前条（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し普通保険約款別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(2) 前条（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し普通保険約款別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第7条（事故の通知）

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または手術保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または手術保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて手術保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。

- ① 当会社の定める傷害状況報告書
- ② 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- ③ 傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
- ④ 被保険者の印鑑証明書
- ⑤ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（手術保険金の請求を第三者に委任する場合）

- ⑥ その他当社が普通保険約款第 19 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第 9 条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当社は、第 7 条（事故の通知）の規定による通知または第 8 条（保険金の請求）および普通保険約款第 18 条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他手術保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または手術保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注 1）のために要した費用（注 2）は、当社が負担します。

（注 1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注 2）収入の喪失を含みません。

第 10 条（代位）

当社が手術保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第 11 条（手術保険金の受取人の変更）

保険契約者は、手術保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第 12 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

通院一時保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院一時保険金額	保険証券記載の通院一時保険金額をいいます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が日本国内または国外においてその身体に傷害を被り、その直接の結果として、通院し、かつ、実際に通院した日数が保険証券記載の日数以上となった場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、その通院日数に応じた保険証券記載の通院一時保険金額の全額を通院一時保険金として被保険者に支払います。ただし、1回の事故につき、通院一時保険金の支払は1回に限ります。
- （2）当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は、（1）の日数として数えません。
- （3）当会社は、（1）の規定にかかわらず、入院保険金（注）が支払われるべき期間中の通院については、（1）の日数として数えません。
- （注）入院一時保険金を含みます。

第3条（通院の取扱い）

- （1）同一の日に2回以上通院をした場合または2以上の事故に基づく傷害について1回の通院をした場合は、当会社は重複しては第2条（保険金を支払う場合）（1）の日数と

して数えません。

- (2) 被保険者が、通院一時保険金の支払を受けられる通院中にさらに通院一時保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、当初の通院一時保険金の支払を受けられる通院とその後の通院一時保険金の支払を受けられる通院とは同一の事故によるものとみなします。
- (3) 被保険者が、通院一時保険金支払の対象となっていない通院中に、通院一時保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、その傷害の治療を開始した時に通院したものとみなします。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、通院一時保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の通院一時保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が通院一時保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、通院一時保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であ

っても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、通院一時保険金を支払いません。

(3) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、通院一時保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表 1 に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が普通保険約款別表 2 に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、通院一時保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、通院一時保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

(注 1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注 3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注 4) 使用済燃料を含みます。

(注 5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注 6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第 5 条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは通院一時保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第6条（被保険者による保険契約の解除請求）

（1）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または通院一時保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第12条（重大事由による解除）（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または通院一時保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第12条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 普通保険約款第12条（1）④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または通院一時保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りします。

（4）（3）の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限りします。

第7条（保険料の返還—解除の場合）

（1）前条（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し普通保険約款別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（2）前条（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し普通保険約款別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限りします。

第8条（事故の通知）

（1）被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または通院一時保険金を受け

取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に保険事故発生状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 保険契約者、被保険者または通院一時保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて通院一時保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）(1)に該当した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
- ① 当社の定める傷害状況報告書
 - ② 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ③ 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ④ 通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（通院一時保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑦ その他当社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第10条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第8条（事故の通知）の規定による通知または第9条（保険金の請求）および普通保険約款第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他通院一時保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または通院一時保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。
- （注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- （注2）収入の喪失を含みません。

第11条（代位）

当社が通院一時保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第12条（通院一時保険金の受取人の変更）

保険契約者は、通院一時保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第 13 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。